今月の窓

東日本大震災から10年の時を経て

2011年３月11日14：46の東日本大震災発生から10年の時が流れようとしている。

岩手県沖から茨城県沖にかけての広い範囲を震源域とし、地震規模マグニチュード9.0は国内観測史上最大、宮城・福島・茨城・栃木の４県38市町村で震度６強から７を観測した近代以降の日本における未曽有の大地震の発生であった。

この大地震により、東日本の広範囲にわたり深刻な地盤のずれや沈下・液状化が発生し、多くの家屋や建物の損壊とともに輸送・交通網や各種ライフラインが寸断された。さらに、最大遡上高40mに及ぶ巨大津波が東北地方から関東地方の太平洋沿岸部を襲い、人々の生活の基盤である集落や市街地が壊滅的な被害を受け、多数の尊い人命が失われた。加えて、東京電力福島第一原子力発電所で深刻な事故が起きるに至った。

地域の基幹産業である農林水産業も甚大な被害を受けた。農業は、日本の食料基地ともいうべき豊かな農地が２万ha以上流失・冠水し、農業施設や灌漑排水機能も広範囲に滅失した。水産業は、全国屈指の漁業県である岩手・宮城・福島の多くの浜で、漁港・漁船や漁場および水産加工を含めた生産基盤が根こそぎ失われた。林業も、林地や林道、治山施設等が広範囲に崩壊した。さらに、原発事故によって一定範囲の地域・海域における農林水産業の継続に大きな困難が生じ、被災地の農林水産物は風評被害を受けることとなった。

この大災害に対し、政府は直ちに緊急災害対策本部を設置して被災者の救助・支援を開始した。被災地の農協・漁協は甚大な被害を受けながらも地方公共団体等とともに被災者支援にあたり、全国の系統組織が緊急物資提供や要員派遣など様々な支援活動を行った。

続いて、政府は11年４月に東日本大震災復興構想会議を設置し、「失われたいのちへの追悼と鎮魂が復興の起点」「地域・コミュニティ主体の復興が基本」「技術革新を伴う復旧・復興により、来るべき時代をリードする可能性を追求する」等の復興構想７原則を定め、これを踏まえた東日本大震災復興基本法が６月に公布・施行された。

以来、政府は11年７月に「復興の基本方針」を定め当初５年間を「集中復興期間」とし、続く５年間を「復興・創生期間」と位置付けて、12年２月に発足した復興庁が中心となって地方公共団体や関係機関と連携しながら、被災者支援、インフラの復旧、住まいとまちの復興、産業と生業の再生、原子力災害からの復興・再生に取り組んできた。国家を挙げた取組みにより、道路・港湾等の基幹インフラの復旧・復興や公営住宅の建設等はおおむね計画どおりに進んでいる。コミュニティの再建と農林水産業の再生も、被災地の人々とそれを支える農協・漁協・森林組合など関係するすべての方々の努力の積み重ねによって、困難な課題を一つずつ乗り越えながら着実に進められている。

これまでの進捗状況を踏まえ、政府は19年12月に「復興・創生期間後の基本方針」を閣議決定し、21年度以降、地震・津波被災地域は５年間で国と地方公共団体が協力して復興事業がその役割を全うすることを目指し、原子力災害被災地域は当面10年間、引き続き国が前面に立って本格的な復興・再生に向けた取組みを行う方針を定めた。

いま、東日本大震災から10年という節目の時にあたって、まずもってこれまでの復興の歩みのなかで尽力された幾多の方々のご労苦に、衷心からの敬意を申しあげたい。そして、大震災の発生直後に衆知を集めて議論した「失われたいのちへの追悼と鎮魂」の思いを原点として再確認したうえで、これからの世代の新たなふるさととなる農山漁村を創りつないでいく気持ちをもって復興の新しいステージに向かっていきたい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂・やなぎだ しげる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/